輸入統計品目表第二八四四・五〇号を次のように改める。

2844.50	000	―使用済みの原子炉用核燃料要素（カートリッジ）		KG

輸入統計品目表第二九〇二・九〇号を次のように改める。

2902.90	000	―その他のもの		KG

輸入統計品目表第二九二二・四九号を次のように改める。

2922.49	000	――その他のもの		KG

輸入統計品目表第二九三三・三九号を次のように改める。

2933.39		――その他のもの		
	110	―――ピコリン及びO，O―ジエチル―O―（3，5，6―トリクロロ―2―ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス）		KG
	220	―――その他のもの		KG

輸入統計品目表第二九三七・九〇号を次のように改める。

2937.90	000	―その他のもの		GR

輸入統計品目表第三〇〇一・九〇号中

「	030	――熊胆		KG 」を

削る。

輸入統計品目表第三〇〇三・九〇号を次のように改める。

3003.90	000	―その他のもの		KG（I.I.）

輸入統計品目表第三〇〇六・三〇号を次のように改める。

3006.30	000	―エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬		KG（I.I.）

輸入統計品目表第三二一四・一七号中「色素顔料」を「顔料」に改める。

輸入統計品目表第三三〇五・九〇号を次のように改める。

3305.90	000	―その他のもの		KG（I.I.）

輸入統計品目表第三七〇一・一〇号を次のように改める。

3701.20		―インスタントプリントフィルム		
	010	――感光性のシートが紙製、板紙製又は紡織用繊維製以外のもの	SM	KG
	020	――その他のもの	SM	KG

輸入統計品目表第三七〇二・五五号を次のように改める。

3702.55	000	――幅が16ミリメートルを超え35ミリメートル以下で、長さが30ミリメートルを超えるもの	SM	M

輸入統計品目表第三九一一・三九号を次のように改める。

3912.39	000	――その他のもの		KG

輸入統計品目表第三九一一・九〇号を次のように改める。

3912.90	000	―その他のもの		KG

輸入統計品目表第三九二四・九〇号を次のように改める。

3924.90	000	―その他のもの		KG

輸入統計品目表第四八一八・二〇号を次のように改める。

4818.20		―ハンカチ、クレンジングティッシュ、化粧用ティッシュ及びタオル		
	100	――クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュ		KG
	200	――ハンカチ及びタオル		KG

輸入統計品目表第五一〇五・二九号を次のように改める。

5105.29	000	――その他のもの		KG

輸入統計品目表第五一〇五・四〇号を次のように改める。

5105.40	000	―粗獣毛（カード処し又はコームしたものに限る。）		KG

輸入統計品目表第五九〇二・二〇号を次のように改める。

5902.20		―ポリエステル製のもの		
	010	――プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの		KG
	090	――その他のもの		KG

輸入統計品目表第六三〇五・一〇号を次のように改める。

6305.10	000	―第53.03項のジュートその他の紡織用靭皮繊維製のもの	NO	KG

輸入統計品目表第六七〇三・〇〇号を次のように改める。

6703.00	000	人髪（仕上げをし、梳き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獣毛その他の紡織用繊維（かつらその他これに類する物品の製造用に調製したものに限る。）		KG

輸入統計品目表第七一一〇・三九号を次のように改める。

7110.39	000	――その他のもの		GR

輸入統計品目表第七一一〇・四九号を次のように改める。

7110.49	000	――その他のもの		GR

輸入統計品目表第七一〇八・一一六号及び第七一〇八・一一七号中

「	010	―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの		KG 」を

「

		―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの		
	011	――――高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）		KG
	019	――――その他のもの		KG

」に

改める。

輸入統計品目表第七一〇九・一六号及び第七一〇九・一七号中

「	010	―――炭素の含有量が全重量の0.6％未満のもの		KG 」を